

令和 8 年度 学校経営計画及び学校評価

1 めざす学校像

一人ひとりの笑顔が輝く和泉支援学校 ～わかり合う、支え合う、育ち合う～ 1 安全・安心・清潔で、児童生徒が学習活動に専念できる学校 2 基礎的な体力、知識、技能およびコミュニケーション力を身につけ、共生社会の中をたくましく生き抜く力を養う学校 3 特別支援教育の「専門性」を蓄積・継承・発展させ、校内外に貢献する学校

2 中期的目標

1 「和泉授業スタンダード」の確実な実施と授業改善 【担当：首席・研究部・支援部・生活指導部・行事部】 （1）「和泉支援学校授業スタンダード」に基づいた授業実践を充実させ、指導と評価の一体化の観点から、PDCA サイクルによる授業改善に努める。 （2）1 人 1 台端末を効果的に活用し、児童生徒の学習活動を一層充実させ、デジタル教材について活用を進める。 （3）自立活動についての専門性を高め、6 区分 27 項目を意識した授業づくりを実践する。 （4）児童生徒の自己表現力や自己肯定感、自尊感情の向上をめざす。
2 一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援の充実 【担当：首席・教務部・研究部・支援部・進路指導部】 （1）児童生徒の障がいの実態を適切に把握し、「個別的教育支援計画」や「個別の指導計画」の作成・活用の充実を図る。 （2）一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導と支援を充実させる。 （3）障がいの特性や発達段階に応じた、早期からのキャリア教育を計画的・総合的に進めるための教育課程の見直しを行う。 （4）「キャリアプランニングマトリックス」と教育課程、教科や自立活動等の関連性を図り、3 学部で一貫したキャリア教育を推進する。 ※学校教育自己診断「進路」に係る項目について保護者及び教職員の肯定的意見を R10 年度に 90%以上。 （保護者 R 5：90.4%、R 6：84.9%、R 7：87.7%、教職員 R 5：83.6%、R 6：84.2%、R 7：88.3%）
3 安全安心な学校づくりの推進 【担当：首席・健康安全部・生活指導部・研究部】 （1）防犯・防災計画及び危機管理マニュアルを検証し、防犯や自然災害等に備えた危機管理体制の充実を図る。 （2）施設整備の環境整理や、児童生徒への保健、安全、衛生管理に関する指導の充実を図る。 （3）薬物乱用防止、食育などの健康に関する教育を推進する。 （4）いじめの防止、個人情報保護、体罰禁止など、子どもの人権保護に関する取り組みを徹底する。
4 特別支援教育のセンター的機能の充実 【担当：首席・支援部・研究部・学部】 （1）交流及び共同学習を円滑かつ効果的に実施する方法を確立する。また本人・保護者のニーズを踏まえ居住地校交流の充実を図る。 （2）関係機関（教育、行政、医療、福祉、労働等）と連携・協力して、センター的機能を発揮し、地域における支援教育の充実を図る。 （3）校内での相談や課題に対する体制を構築し校内支援の充実を図る。 （4）本校の特色や取り組みについて情報発信を積極的に行う。
5 労働安全衛生管理体制の充実 （1）大阪府立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画に基づき働き方改革を推進する （2）業務の効率化を更に進める。 （3）ワークライフバランスを整える。 ※学校教育自己診断「労働環境の改善」に係る項目について教職員の肯定的意見を R10 年度に 70%以上。（R 5：59.7%、R 6：51.2%、R 7：61.3%）

【学校教育自己診断の結果と分析・学校運営協議会からの意見】

学校教育自己診断の結果と分析〔令和 年 月実施分〕	学校運営協議会からの意見

府立和泉支援学校

3 本年度の取組内容及び自己評価

中期的 目標	今年度の重点目標	具体的な取組計画・内容	評価指標[R 7 年度値]	自己評価
1 授業スタンダードの確実な実施と授業改善	(1) 授業スタンダードの実践 (2) 1人1台端末を利活用した取り組み (3) 自立活動の充実に向けた取り組み (4) 児童生徒の自己表現力や自己肯定感、自尊心の向上	(1) ・和泉授業スタンダードに基づいた授業実践を行い情報発信する。 ア 10年経験者研修、アドバンスト研修の対象者の研究授業を参観できる相互授業見学週間を設け、小中高各学部の教員が互いに授業を見学し、授業スタンダードに基づく実践例を共有する。 イ 相互授業週間と同時に地域の学校への公開授業週間とし、和泉支援学校授業スタンダードを発信する。 (2) ア ICT機器を効果的に活用した授業を推進するための研修会を実施する。 イ 児童生徒が自身のアカウントを使用し、1人1台端末を有効に活用した授業づくりを実施する。 ウ 児童生徒がインターネットやSNS、生成AIなどの使用について正しく理解する。 (3) ア 自立活動の6区分27項目を明確に位置付けた授業づくりを推進する。 イ 学習指導案の様式について見直しを行う。 (4) ア 児童生徒の作品展示スペースを活用し、展示や鑑賞する機会を作る。 イ 児童生徒の表現活動を推進し、自己肯定感や自尊感情の向上を図る。	(1) ア 相互授業参観終了後に研究協議を実施し、全教員の授業力の向上や授業改善に対する意識の向上がみられる。研究協議のアンケートで肯定的意見90%以上をキープ。[100%] イ 3市1町の教育委員会と連携をとり、公開授業週間に外部より20名以上の参加者がある。[3名] (2) ア テーマ別に分かれた少人数での研修会を年2回実施。[2回] イ 1人1台端末を活用した授業実践を、各学部1事例以上発表する。[3事例] ウ 全学部で情報モラル教育に係る授業を実施。外部講師による出前授業を実施。 (3) ア 各学部で6区分それぞれについて、最低1つ以上の好事例を共有し、年間で合計10件以上の事例集を作成し、全校で共有する。 イ 自立活動の観点やその他の記載について、様式や内容の見直しを行い、学校内での統一を行う。 (4) ア 玄関や廊下を整備し児童生徒の作品が展示できる場所を増やす。 イ 児童会・生徒会活動で、図書、放送、美化など児童生徒が中心となる活動を充実させる。	
2 一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援の充実	(1) 個別の支援計画、個別の指導計の活用の充実 (2) 個に応じた指導と支援 (3) 早期からのキャリア教育の計画的・総合的な取り組み	(1) ・児童生徒や保護者にとって、分かりやすい個別の指導計画や個別の支援計画を作成する。 ア 前年度改定した個別の指導計画の様式について検証を行い、改善点の修正を行う イ 個別の支援計画の様式の見直しを行う ウ 計画の作成や操作方法に関する研修会を実施する (2) ・「福祉医療関係人材活用事業」を活用し、専門職の知識を学ぶことで、教職員の専門性の向上をめざす。 ア 指導助言をもとに、教育活動の話し合いが持て機会を作る。 イ 専門職の先生による研修会を開催する。 (3) ・社会に開かれた教育課程の実践のため、小・中・高の3学部で、一貫したキャリア教育を推進する。 ア キャリア教育を中心とした新しい教育課程について、自立活動や総合的な学習（探求）の時間、進路指導や生徒指導の観点などを含む教育課程の構築に向け、検討をおこなう。 イ 外部講師による出前授業を積極的に行う。 ウ 教員の進路指導実践力の向上を図る。 エ 保護者対象の事業所見学会を開催する。 オ 保護者のニーズに基づく福祉事業所合同説明会の参加事業所を募る。	(1) ・「個別の指導・支援」に係る学校教育自己診断保護者の肯定的評価90%以上。[98.4%] ア 新様式について12月までに改善点の修正を行う。 イ 新様式について検討しR9年度に改定を行う。 ウ 前期と後期に1回ずつ実施する。 (2) ア 「教育活動の話し合い」に係る学校教育自己診断教職員の肯定的評価90%以上維持。[94.1%] イ 夏季休業中に1回開催する。 (3) ・「キャリア教育」に係る学校教育自己診断保護者の肯定的評価90%以上。[87.7%] ア 管理職、首席を中心に、関係分掌長や全教職員が参加できるオープンディスカッションを開催し、児童生徒の実態に即した教育課程について意見交換ができる場を構築する。 イ 外部講師を招いた出前事業など、専門職から指導を受ける機会を増やす。 ウ 小中高それぞれを対象とした校内進路研修を合計年3回開催する。[3回] エ 企業と事業所それぞれの見学会をR7年度同様に実施する。[9回] オ 事業所へ積極的に情報発信し、R7年度参加事業所数を維持する。[60法人]	
3 安全安心な学校づくりの推進	(1) 防犯・防災等危機管理体制の充実 (2) 健康・安全・衛生管理の整備	(1) ・教職員や児童生徒の防犯・防災意識の向上を図り、実際の危機に対応できる体制を整える。 ア 実践的な不審者対応訓練を実施する。 イ 火災や地震、津波、Jアラートなどの各種訓練を実施し、災害に備えた体制の充実を図り、危機管理体制を確立する。 ウ 災害時における安否確認訓練を、保護者向け・教職員向け、それぞれ実施する。 エ 校区の3市1町の防災担当者と連携を図り、地域との協力体制の構築を継続する。 オ PTAと協力し、備蓄品の充実を図る。 カ 登下校時に被災した場合の対策等について通学手段ごとに整理し、その対応について児童生徒に指導する。 (2) ・児童生徒が安全で安心な学校生活が送れるよう、施設整備面、健康面、衛生面など様々な面からの取り組みを推進する。 ア アレルギー対応マニュアル、医療的ケア等のマニュアルを周知徹底し、対象児童生徒へ適確な対応ができるようにする。 イ エピペンや食物アレルギー、AED研修を実施し、教職員の危機管理能力を高める。	(1) ・「危機管理意識」に係る学校教育自己診断教職員の肯定的評価90%以上をキープ。[91.9%] ア 所轄署警察官の指導のもと、1回以上実施。[1回] イ マニュアルに則った訓練の実施し、訓練後にはアンケート等で課題を見つけ、改善を図る。 ウ 保護者との連携のほうほうについて整備する ウ 保護者は年3回以上実施し参加率70%以上。教職員は年2回以上実施し参加率90%以上。[保護者：平均60%、教職員：平均80%] エ 3市1町との合同防災会議を年1回実施する。[1回] オ PTAと協力し、備蓄品の点検、更新を行う。[2回] カ 自主通学生に対して継続した確認を行う。バス停までの自主通学生についても保護者と連携し確認を行う。バス通学生についてはバス会社と保護者と連携し対応について共通理解を持つ。 (2) ア 全教職員へ周知する研修を年度当初に1回実施。[1回] イ 年度当初にエピペン使用の研修会を実施。食物アレルギー、AED研修を年1回実施。[各1回]	

府立和泉支援学校

3 安全安心な学校づくりの推進	(3) 健康教育の推進 (4) 子どもの人権保護の取り組みの徹底	ウ 食物アレルギー、医療的ケア、発作、怪我等の緊急対応について、緊急時対応訓練を実施する。 エ ヒヤリハット事例の報告と分析を行い、事故の未然防止を啓発する。 ・児童生徒の通学について各機関と協力し安全で利便性のある登校支援を実施する。 オ 安全な通学バスの運行のため、バス会社との連携を図り、情報を共有する。 カ 放課後等デイサービス事業所との連携を図り、下校時に児童生徒を安全かつ確実に引き渡しが行えるようにする。 キ 中学部、高等部の生徒の通学方法の状況と課題について整理し、自主通学の可能性をさらにのばす。 ・施設整備について課題を明確にし、児童生徒が安全安心に学習できる環境整備を進める。 ク 校内遊具および危険個所における事故やけがの予防に必要な対策を講じる。 ケ 司書教諭を中心に図書室環境を見直し、読書活動の充実を図る。 (3) ア 薬物乱用防止や喫煙、飲酒に関して、児童生徒へ正しい知識づけを行う。 イ 栄養教諭を中心に食育の授業を実施し、児童生徒の食への関心を高める。 (4) ・教職員の人権意識の向上。 ア 子どもの人権保護に係わる実践的な研修を計画・実施する。 イ 個人情報の管理を徹底し、教職員の個人情報保護に関する意識を高める。	ウ 緊急時対応訓練を各学年1回以上実施。 エ 部首席会で分析を行い、職員会議で報告し未然防止の意識を向上させる。 オ バス会社との連携会議を年3回開催。[3回] バス介助員運転手向けの障がい理解研修を年度当初に実施。 カ 放課後等デイサービス事業所との連携会議を年3回開催。[3回] キ 自転車による自主通学に関して、安全面、通学可能距離、通学経路等について多面的に検討し、必要な手続きおよびマニュアルを整備する。 ク 教員による安全点検月1回及び業者による保守点検を1年に1回以上実施する。[各1回] ケ 図書の整理や管理システムを確立させる。 (3) ア 健康教育に係る授業を保健体育の授業として年間2回以上実施する。 イ 各学年、1回以上実施する (4) ・「人権」に係る学校教育自己診断教職員の肯定的評価90%以上。[97.0%] ア 管理職、首席による研修を年3回以上実施する。そのうち1回はワーク形式で行う。[3回] 性的マイノリティに関する研修を実施する。 イ 個人情報保護に関する研修を年1回実施。[1回]	
4 特別支援教育のセンター的機能の充実	(1) 交流及び共同学習の充実 (2) 関係機関との連携による地域における支援教育の充実 (3) 校内支援の充実 (4) 地域への総合的な情報発信	(1) ア 学校間交流において、本校の児童生徒が主体的に参加できる内容を検討する。 イ 居住地校交流において、本人・保護者のニーズを踏まえた居住地校交流を計画・実施する。 ウ 校内での学部間交流の授業を行う。 (2) ア 校区の教育委員会や関係機関との連携を強め、地域で暮らす、様々な課題を抱える子どもの支援を行う。 イ 研修会や支援相談会など、地域教員への支援を継続して取り組む。 (3) ア 管理職やコーディネータを中心に校内の支援体制を構築し、子ども家庭センターや市町関係部局等の関係機関と連携する。 イ 登校の少ない児童生徒について、学年主任会や学年会などで情報を共有し、他機関と連携を取りながら、個に応じた支援を行う。 ウ 校内の課題について、コーディネータを中心にケース会議を開催し、情報の共有や方針の統一性を持ち対応する。 (4) ア 本校の特色や取り組みについて積極的に情報発信する。 イ ホームページやブログで本校の取り組みや支援教育に関する教材・教具について情報発信し、地域の支援教育の充実を図る。	(1) ア 学校間交流（直接的、間接的交流を含む）を前年度より減とならないように他校と調整し実施する。 [小学部8回、中学部4回、高等部9回] イ 居住地校交流アンケートにて本人・保護者の取り組みに対する肯定的な意見80%以上。 [小学部87.5% 中学部75%] ウ 他学部との学部間交流授業を1回以上実施する。 (2) ア 情報共有会などに積極的に参加し、地域の学校への訪問相談を30件以上行う。[30件] イ リーディングスタッフによる地域や学校での研修会講師を20件以上実施する。[20件] (3) ア 「関係機関との連携」に係る学校教育自己診断教職員の肯定的評価85%以上をキープ。[88.9%] イ 登校の少ない児童生徒が、登校できる日数が増える。 ウ 各学部ケース会議を1ケース以上開催する。 (4) ア 学校パンフレットの更新を行う。 イ 様々な形で情報を発信し、本校の取り組みについての紹介を積極的に行う。ホームページ等への掲載回数を前年比5%アップする。	
5 労働安全衛生管理体制の充実	(1) 大阪府立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画に基づき働き方改革を推進する (2) 業務の効率化を更に進める。 (3) ワークライフバランスを整える。	(1) ・教職員の時間外在校時間を減らす。 ア 全校一斉退庁日を週に1回設定し徹底を図る。 イ ストレスチェックを活用する。 (2) ア 校務分掌や首席業務等の校内組織の検証を行い、各業務の見直しを行う。 イ ICTを活用した業務の効率化を図る。 (3) ア ゆとり週間・月間の徹底に取り組み年休取得を推進する。 イ 育児休業に関する休業の取得しやすい環境を作る。	(1) ・年間の時間外在校等時間が720時間を超える教育職員をゼロにする。[0人] ア 設定日において18時までに全員が退庁する日を10日以上にする。[1日] イ ストレスチェックの総合健康リスクを99以下に、高ストレス者割合を15%以下にする。[100、17.3%] (2) ア 各業務について検証を行い、12月までに次年度に向けた見直しを行う。 イ 新たにICT化する業務を3ケース以上実施する。 (3) ア 年次有給休暇の平均取得日数を16日以上にする。[10日] イ 男性教員の育児休業(2週間以上)の新規機会の取得率85%以上にする。[75%]	